

諮問第 1 号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員候補者に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法(昭和 24 年法律第 139 号)第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

令和 5 年 3 月 15 日提出

桐生市長 荒 木 恵 司

桐生市西久方町
本 間 光 雄
昭和 25 年生

諮 問 説 明

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

桐生市西久方町
本 間 光 雄
昭和25年生

上記の者は、令和5年3月31日(※)をもって任期満了となりますが、人格、識見ともに優れ、また広く社会の実情にも通じており、人権擁護委員候補者として適任と認められますので、引き続き推薦しようとするものです。(任期は、令和5年7月1日からの3年間です。)

※ 法務局の委嘱発令の集約化により、委員の委嘱発令が年4回から年2回に改められます。制度移行時における委員の委嘱については、人権擁護委員法第9条(任期満了後も、後任者が委嘱されるまでの間、その職務を行う。)により、任期伸長の措置を適用し、現委員は令和5年6月30日まで在任するものです。

経歴の概要
略